

国住指第 434 号  
国住街第 160 号  
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長  
(公印省略)  
市街地建築課長  
(公印省略)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する  
法律等の一部を改正する法律等の施行について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 280 号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年国土交通省令第 95 号）の施行については、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（令和 6 年 3 月 29 日付け国住指第 433 号、国住街第 159 号）により、国土交通省住宅局長から各都道府県知事あて通知されたところである。

今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）及び関連する告示の運用に係る細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

1

中略

た。

増改築により新たに火熱遮断壁等で区画する場合に係る当該増改築部分の基準等を、「法第 3 条第 2 項の規定により法第 21 条等の適用を受けない建築物に係る増築又は改築に係る部分の構造方法等を定める件」（令和 6 年国土交通省告示第 275 号）において定めた。

### （3）部分適用における制限の緩和について

法第 86 条の 7 第 3 項では、建築物の部分に係る規定に係る既存不適格建築物において増築等する場合については、当該増築等をする部分以外の部分について現行規定への適合を求めないことを定めている。今般、同項における緩和対象規定に令第 119 条（廊下幅）、令第 5 章第 4 節（非常用の照明装置）、令第 5 章第 5 節（非常用の進入口）及び法第 35 条の 2（内装制限）を追加した。

これらの規定の運用においては、各規定に応じ、次の表に掲げる単位を当該増築等する部分とみなし、現行規定への適合を求めることが望ましい。

対象規定	増築等をする部分としてみなす単位
令第 119 条（廊下幅）	階単位
令第 5 章第 4 節（非常用の照明装置）	居室及び当該居室からの避難経路単位
令第 5 章第 5 節（非常用の進入口）	階単位
法第 35 条の 2（内装制限）	居室及び当該居室からの避難経路単位

#### ○内装制限に係る浴室の取扱いについて

内装制限における浴室の取扱いについては、浴室外の給湯器から湯が供給されるユニットバス等給湯のために直接の火源を室内に有していない浴室は内装制限の対象となる火気使用室に該当しないと解釈して差し支えない。なお、熱源となる給湯器本体が浴室内に設置されている場合や風呂釜を薪等で加熱し湯を沸かす場合については、火気使用室として取り扱うこともありうる。

### （4）用途の変更における制限の緩和について

法第 87 条第 4 項の改正により、令第 137 条の 14 に規定する独立部分の一方を用途変更する場合については、用途変更をする独立部分以外の部分は、法第 27 条又は第 35 条（階段等に関する技術的基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けないこととされた。

また、第 35 条（廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。）及び法第 35 条の 2 については、用途変更をする部分以外の部分は現行規定への適合は求めないこととされた。当該用途変更をする部分の判断においては、法第 86 条の 7 第 3 項同様、当該用途変更をする部分からの避難経路にあたる部分等は、当該用途変更をする部分とみなし、現行規定への適合を求めることが望ましい。

なお、「用途変更の円滑化について（技術的助言）」（平成 28 年 3 月 31 日付け国